小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第１８号

三重県津市鳥居町38番地１

再生債務者　加藤　義明

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成23年９月14日　　津地方裁判所再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再口）第３０号

横浜市中区仲尾台41番地の３

再生債務者　小澤　　満

１　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年10月11日まで

４　一般異議申述期間　平成23年10月25日から平成23年11月１日まで

横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再口）第５８号

大阪府八尾市太田５丁目79番地

再生債務者　中田　信勝

１　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年10月11日まで

４　一般異議申述期間　平成23年10月14日から平成23年10月28日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再口）第２６号

横浜市戸塚区汲沢２丁目１番５－Ｆ－207号

再生債務者　岩渕　一則

１　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年10月12日まで

４　一般異議申述期間　平成23年10月26日から平成23年11月２日まで

横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再口）第１９号

京都市伏見区醍醐鍵尾町１番地51

再生債務者　植野　　茂

１　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年10月14日まで

４　一般異議申述期間　平成23年10月20日から平成23年10月27日まで

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再口）第１０００１号

長崎県長崎市西山台１丁目20番６号

再生債務者　板山　美紀

１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年９月６日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成23年９月29日まで平成23年９月13日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２３年（再口）第３号

仙台市青葉区中山２丁目９番８号

再生債務者　西脇　　修

１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月30日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成23年10月４日まで平成23年９月13日

仙台地方裁判所第４民事部

平成２３年（再口）第１号

釧路市文苑１丁目21番18号　エステートＩＮ春華205

再生債務者　赤川　文彦

１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月29日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成23年10月11日まで平成23年９月13日　　釧路地方裁判所

平成２３年（再口）第４号

奈良県橿原市中曽司町408番地の47

再生債務者　上原　正宏

１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月19日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成23年10月11日まで平成23年９月12日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（再口）第１号

大分県玖珠郡玖珠町大字森962番地

再生債務者　溝部　　尚

１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月18日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成23年10月12日まで平成23年９月14日　大分地方裁判所日田支部

平成２３年（再口）第４号

千葉県市川市柏井町１丁目2104番地

再生債務者　石塚重次郎

１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年９月５日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成23年９月28日まで平成23年９月13日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再口）第１号

山形県南陽市三間通149番地の８　ワコーハイツＡ棟101号室

再生債務者　門眞　雅和

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成23年８月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年９月14日　山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（再口）第４９号

大阪府四條畷市岡山５丁目12番30号

再生債務者　小山　敏幸

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成23年９月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年９月13日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再口）第２号

川崎市高津区久本１丁目３番１－206号　クイーンハイツ溝の口

再生債務者　谷山　豊和

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成23年９月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年９月13日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（再口）第５号

神戸市垂水区乙木２丁目２番８号

再生債務者　豊永　恵子

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成23年９月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年９月13日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

企業年金基金変更公告

渡辺パイプ企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により、次のように公告する。

１．新事務所の所在地　東京都中央区築地５丁目６番10号

２．旧事務所の所在地　東京都墨田区亀沢１丁目４番７号

３．変更年月日　平成23年９月26日

平成 23 年９月 26 日

渡辺パイプ企業年金基金

理事長　藤巻　　隆

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 23 年９月 26 日　　山形県教育委員会

１　失効した免許状

氏名　志田　忠光、本籍地　山形県

免許状の種類等、授与年月日、授与権者

⑴　中学校教諭一種免許状（社会）

昭60中１第16249号、昭和60年３月31日

東京都教育委員会

⑵　高等学校教諭一種免許状（社会）

昭60高１第16859号、昭和60年３月31日

東京都教育委員会

⑶　小学校教諭二種免許状

昭61小二普第18号、昭和62年１月10日

山形県教育委員会

２　失効年月日　平成23年８月24日

３　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当